

指導要録記入の手引

令和3年度改訂

特別支援学校（高等部）編

鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室

< 目 次 >

I	指導要録改善の基本的な考え方	1
1	改善の要旨	1
2	改善の概要	2
	(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	
	(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	
3	様式及び実施時期	2
	(1) 様式の設定に当たって	
	(2) 各学校による生徒指導要録作成に当たって	
	(3) 実施時期	
	(4) 情報通信技術の活用について	
II	指導要録記入上の留意点	4
1	全般的な注意事項	4
	(1) 記入の文字等	
	(2) 記入の位置	
	(3) 記入の時期	
	(4) 記載事項の消除	
	(5) 記入事項の変更	
	(6) 記入事項の訂正	
2	学籍に関する記録	5
	(1) ホームルーム，整理番号の欄	
	(2) 生徒の欄	
	(3) 保護者の欄	
	(4) 入学前の経歴の欄	
	(5) 入学・編入学の欄	
	(6) 転入学の欄	
	(7) 転学・退学の欄	
	(8) 留学等の欄	
	(9) 卒業の欄	
	(10) 進学先・就職先等の欄	
	(11) 学校名及び所在地（分校名・所在地等），学科名の欄	
	(12) 校長氏名印，ホームルーム担任者氏名印の欄	
	(13) 各教科・科目等の修得単位数の記録	
3	指導に関する記録	8
	【視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】	9
	(1) 各教科・科目等の学習の記録	
	(2) 総合的な学習の時間の記録	
	(3) 特別活動の記録	
	(4) 入学時の障害の状態	
	(5) 自立活動の記録	
	(6) 総合所見及び指導上参考となる諸事項	
	(7) 出欠の記録	

【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】	---	15
(1) 各教科・特別活動・自立活動の記録		
(2) 総合的な学習の時間の記録		
(3) 総合所見及び指導上参考となる諸事項		
(4) 入学時の障害の状態		
(5) 出欠の記録		
III 取扱い上の注意	-----	17
1 保存・作成・送付等の取扱い	-----	17
(1) 保存期間		
(2) 対外的な証明書等の作成		
(3) 作成の時期		
(4) 進学の場合		
(5) 転学の場合		
(6) 転入学の場合		
(7) 学校統合，学校新設等の場合		
(8) 退学の場合		
(9) 編入学の場合		
(10) 原級留置の場合		
2 その他	-----	20
様式		
○ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う鹿児島県立特別支援学校高等部生徒指導要録	-----	21
○ 知的障害者である生徒に対する教育を行う鹿児島県立特別支援学校高等部生徒指導要録	-----	25
別表		
各教科の評価の観点及びその趣旨	-----	28
参考資料		
1 指導要録に関する法令		
2 指導要録関係通知		

I 指導要録改善の基本的な考え方

1 改善の要旨

特別支援学校高等部の指導要録については、学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨を考慮して、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）を受け、今回の改善が図られたものである。

この報告においては、各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断、表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、そのうち「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価になじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があること、各教科等の観点を趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせたりすることに向けた粘り強い取組の中で自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することが示された。また、学習評価の結果の活用の際には、各教科等の生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であるとされている。

指導要録は、生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

これらのことを踏まえ、学習評価を円滑に実施するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
 - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し生徒に伝えることが重要であること。

- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に生徒と共有する場を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 外部試験や検定等の結果は、生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

2 改善の概要

- (1) **視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校**
 - ・ 「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
 - ・ 「特別活動の記録」については、教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。
- (2) **知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校**

各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校等の各教科と同様に育成を目指す資質能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (3) **教師の勤務負担軽減の観点から**

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

3 様式等及び実施時期

(1) 様式等の制定に当たって

指導要録は、特別支援学校を設置する地方公共団体の教育委員会がその様式等を定めるものであることから、県教育委員会は、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校 中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」によって示された様式等を参考にして、本県の特別支援学校の高等部生徒指導要録の様式を定めた。

なお、専攻科に在籍する生徒については、専攻科入学時に新たに作成するものとする。この場合の様式についても、今回定めた様式に準ずることとする。

様式1、様式2は、すべてA4判とする。

(2) 実施時期

2-(1)及び(2)で定めた様式は、令和4年4月1日以降に第1学年に入学した生徒に係る指導要録から学年進行により用いる。

(3) 情報通信技術の活用について

指導要録の書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、教師の勤務負担軽減に不可欠なことから、令和3年4月から統合型校務支援システムに移行する。

なお、取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 様式1については、全ての生徒について作成する。

イ 様式2については、令和4年度分から記入し、それ以前のものについては、年度末に新に作成し出力したものに重ねて綴じる。

Ⅱ 指導要録記入上の注意点

1 全般的な注意事項

(1) 記入の文字等

ア 記入に当たっては、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いる。ただし、固有名詞はこの限りでない。

イ 「生徒名」及び「保護者名」で外字を用いる必要がある場合は、事前に登録した画像処理されたものを用いる。

(2) 記入の位置

学籍に関する記録の「校長氏名」及び「ホームルーム担任者氏名」，「生徒」及び「保護者」の「現住所」など，校務支援システム上で変更する変更前の事項は校務支援システムの学籍管理の備考項目に記入する。

(3) 記入の時期

ア 入学時及び年度当初

(ア) 学籍に関する記録の「ホームルーム」，「整理番号」，「生徒」，「保護者」，「入学前の経歴」，「入学・編入学」，「学校名及び所在地・学科名」，「年度」，「校長氏名」及び「ホームルーム担任者氏名」の欄

(イ) 指導に関する記録の「生徒氏名」，「学校名」，「ホームルーム」，「整理番号」，「入学時の障害の状態」の欄

イ 年度末

【視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

- ・ 学籍に関する記録の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の欄
- ・ 指導に関する記録の「各教科・科目等の学習の記録」，「総合的な探究の時間の記録」，「特別活動の記録」，「自立活動の記録」，「総合所見及び指導上参考となる諸事項」，「出欠の記録」の欄

【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

- ・ 指導に関する記録の「各教科・特別活動・自立活動の記録」，「総合的な探究の時間の記録」，「総合所見及び指導上参考となる諸事項」，「出欠の記録」の欄

ウ 卒業時

- ・ 学籍に関する記録の「卒業」及び「進学先・就職先等」の欄
- ・ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における学籍に関する記録の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の欄

エ 事由発生時

- ・ 学籍に関する記録の「入学・編入学」，「転入学」，「転学・退学」，「留学等」の欄
- ・ 指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
- ・ 上記ア，イであげた欄のうちの必要事項

(4) 記載事項の消除

学籍に関する記録の「入学・編入学」の欄の「第1学年入学」と「第1学年編入学」については，校務支援システムの中で選択する。

(5) 記入事項の変更

氏名、現住所等の記入事項に変更が生じた場合には、校務支援システムの学籍管理で変更を行う。但しシステムの特性上、最も新しいデータしか入力及び記載できないため、以前の記載事項は、学籍管理の備考項目に記入する。

(6) 記入事項の訂正

記入事項に誤りがあった場合には、下記のとおりとする。

ア 当該年度及び次年度の場合【追加事項】

統合型校務支援システム上で訂正する。

イ 卒業して2年目以降の場合

記入事項を黒又は青の2本線で消し、訂正した事項を記入する。なお、訂正箇所には訂正者の印を押す。

2 学籍に関する記録

この欄は、原則として学年当初及び変更や異動が生じたときに記入する。

(1) ホームルーム、整理番号の欄

ア ホームルームの欄には、「1組、2組」、「重複1組、重複2組」、「訪問1組、訪問2組」等、ホームルーム名を記入する。なお、単学級の学年でも、「1組」を記入する。

イ 整理番号の欄は、ホームルームの在籍番号を記入する。

(2) 生徒の欄

ア 原則として住民票等の記載に基づいて記入する。氏名の振り仮名とし、適切な方法により確認の上記入する。

イ 「現住所」については、「鹿児島県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号」、「鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇番地の〇」等まで正確に記入する。

ウ 現住所に変更があった場合には、新住所を記入した上で旧住所は備考（欄外）に記入する。

(3) 保護者の欄

ア 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは後見人を記入する。

なお、障害児入所施設を利用している生徒の保護者の「氏名」の欄は、親権を行う者を記入する。基本的には、住民票等に記載されているとおりとする。

イ 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記する。

ウ 入学時、成年に達している生徒については、保護者等について記入する。

(4) 入学前の経歴の欄

高等部に入学するまでの教育関係の略歴を記入する。（例：「令和〇〇年〇〇県立〇〇学校中学部卒業」、「令和〇〇年〇〇県〇〇市立〇〇中学校卒業」）

なお、外国において受けた教育の実情などがあれば、この欄に記入する。

(5) 入学・編入学の欄

ア 入学年月日は、校長が入学を許可した年月日を記入する。

なお、他の特別支援学校高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学していた者が第1学年の中途に入学した場合は、この欄に記入せず、「転入学」の欄に記入する。

イ 「編入学」は、外国にある学校などから編入学した場合、過去に特別支援学校の高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学していた者などが入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。

(6) 転入学の欄

他の特別支援学校高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）から転入学した生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。

(7) 転学・退学の欄

ア 上記の(5)「入学・編入学の欄」及び(6)「転入学の欄」に記入された日以降における異動、すなわち、在籍していた生徒が、その学校を去った場合に記入する。

イ 他の特別支援学校高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。

ウ 生徒が死亡した場合は、校長が在学しないと認めた年月日を記入し、下にその事由等を併せて記入する。

(8) 留学等の欄

留学、休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

(9) 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日（卒業証書に記載されている年月日）を記入する。

(10) 進学先・就職先等の欄

ア 進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入する。

イ 就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入する。

ウ 就職しながら進学した者については、上記の両者を記入する。

エ 福祉施設に入所・通所した者については、施設名及び所在地を記入する。

オ 家事、家庭保護又は家業に従事した者については、その旨を記入する。

カ 卒業の際に進路が未確定である者については、確定したときに記入する。

(11) 学校名及び所在地（分校名・所在地等）、学科名の欄

ア この欄には、学校名及び所在地を記入し、分校の場合には、分校名、所在地及び在学した学年を併せて記入する。

イ 学校名については、国・公・私立別が明らかになるように、例えば、「鹿児島県立〇〇（盲、聾、養護、特別支援）学校」のように記入し、所在地も「鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号」等正確に記入する。

ウ 学科名は、普通科、専門教育を主とする学科の名称を記入する。専攻科のある場合は本科、専攻科の別を括弧書きで記入する。

(12) 校長氏名、ホームルーム担当者氏名の欄

ア 同一年度内に校長又はホームルーム担当者が代わった場合には、その都度、後任者の氏名に書き換え、当該年度末時点の校長及びホームルーム担当者氏名が最終的に記載されるようにする。

なお、臨時的任用教員が担任した場合においても、当該年度末時点でホームルーム担任者であった場合は、その者の氏名を記入する。

また、同一年度途中で校長又はホームルーム担任者が代わった場合の記録は、その者の氏名及びその職務に従事した期間を校務支援システムの学籍管理にある備考欄に記入する。

イ 学年末又は生徒の転学・退学等の際は、記入についてその時点で責任を有する校長及びホームルーム担任者であることを確認する。

ウ 正・副担任者が、明示されている場合は、正担任者氏名だけを記入する。

エ 担任が1学級複数の場合は、複数の担任者氏名を記入する。その際、記入について責任を有する者を先に記入する。

(13) 各教科・科目等の修得単位数の記録

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科・科目等の修得単位数の記録は、次のとおりとする。

ア 各教科・科目等の修得単位数の記録には、修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。

イ 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）（以下「高等部学習指導要領」という。）第1章第2節第4款第1の2の括弧書きの規定により、自立活動の授業時数を単位数に換算して卒業に必要な単位数に含める場合は、その単位数についても記入する。

ウ 職業教育を主とする学科において、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えた場合や、専門教育を主とする学科において、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えた場合などは、代替された教科・科目等の修得単位数の欄に、「一部代替」又は「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る科目等及び単位数を記入する。

(例1)

総合的な探究の時間	1
	一部代替課題研究 2

※ 総合的な探究の時間で1単位を修得し、課題研究で2単位を一部代替した場合。

(例2)

総合的な探究の時間	代 替	
	課題研究	3

(例3)

情 報	社会と情報	代 替	
		情報技術基礎	2

エ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いにより、知的障害を併せ有する者については各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部に替える場合にも、74単位の修得が高等部の全課程の修了を認定することに必要であるため、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とし、単位数に換算する。

なお、当該各教科・科目に相当する各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指すが、視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の「地理歴史」，「公民」に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教科とは「社会」，同じく「芸術」に相当するのは「音楽」，「美術」と考えてよい。

オ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いにより、自立活動を主として指導する場合等においては、設定した教科・科目等について記入する。なお、各教科・科目等の修得単位数を記録しないで、他の適切な方法で保存することも差し支えない。

カ 留学した生徒の外国の学校における成果を基に、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入する。

キ 編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校における修得単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を記入する。

3 指導に関する記録

【視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

これらの学校における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないかの違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫する。

(1) 各教科・科目等の学習の記録

この欄には、各教科・科目等の評定及び修得単位数について記入する。

ア 「観点別学習状況」の欄

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

イ 「評定」の欄

この欄には、各教科・科目の評定を記入する。

各教科・科目の評定は、各教科・科目の学習についてそれぞれ5段階で表し、その表示は、5，4，3，2，1とする。

なお、評定については、高等部学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価し、以下のように判断する。

- 5 …… 「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
- 4 …… 「十分満足できる」状況と判断されるもの
- 3 …… 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- 2 …… 「努力を要する」状況と判断されるもの
- 1 …… 「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの

評定に当たっては、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう、学校として留意する。

その際は、別表（pp.28～35）に示した「各教科の評価の観点及びその趣旨」を十分踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫する。

ウ 修得単位数の欄

各教科・科目等について修得を認定した単位数を学年末に記入する。

評定「1」のときは、単位の修得を認めない取扱いにする。この場合、「備考」の欄に履修単位数を「履修単位数(2)」のように記入する。

エ 修得単位数の計の欄

各教科・科目等ごとに、修得を認定した単位数の計を記入する。

オ 学校設定教科の欄

学校設定教科に関する科目の評定及び修得単位数を記入する。当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまない科目については、観点別学習状況の評価や評定を行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

カ 総合的な探究の時間の欄

総合的な探究の時間における学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入する。

職業教育を主とする学科において、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えた場合は、履修した「課題研究」の欄に評定及び修得単位数を記入するとともに、「総合的な探究の時間」の「備考」の欄に「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る科目名及び単位数を記入する。

キ 小計の欄

修得を認定した単位数の計を記入する。

ク 留学の欄

留学した生徒の外国の学校における学習の成果を基に、校長が修得を認定した単位数を記入する。この場合、外国の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお、外国の学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書等の資料を添付する。

留学しなかった場合は、0を記入する。

ケ 備考の欄

この欄には、例えば、次のような場合の履修上の特記事項について記入する。

- (ア) 専門教育を主とする学科の生徒に対して、特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3の(1)のイの(イ)の規定により、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部の履修に替えた場合は、主として専門学科において開設される各教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に「代替」などその旨を記入するほか代替に係る専門教科・科目名及び単位数を記入する。
- (イ) 特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第4款第1の2の括弧書きの規定により、自立活動の授業時数を単位数に換算して、卒業に必要な単位数に含める場合には、「合計」の備考欄に「自立活動〇〇単位」等その旨を記入する。
- (ウ) 学校教育法施行規則第98条の2の規定により技能審査に合格した場合に当該技能審査の内容に対応する科目に一定の単位数を加える場合においては、対応する科目の単位の修得前に合格した場合には、対応する教科・科目の「修得単位数」の欄に加えた単位数を含めて記入することとし、対応する教科・科目修得後に合格した場合には当該技能審査に合格した学年の欄の修得単位数の欄に加えた単位数を記入する。
また、「備考」の欄に、「技能審査」などその旨及び加えた単位数を記入する。
- (エ) 学校教育法施行規則第98条の3の規定により社会福祉施設等におけるボランティア活動を行ったとき、当該学校の単位として認定する場合には、当該科目の修得単位数

には増加単位も含めて単位数を記入し、備考欄にその旨を記入する。
(オ) 履修した単位数等を記録に留める必要のあるときは、備考欄を活用する。

(2) 総合的な探究の時間の記録

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間35週行うことは標準とされていないため、学校や生徒の実態に応じて、すべての学年での実施のほか特定の学年、学期又は期間での実施が可能であるとされていることから必要に応じて欄を区分し記入する。

ア 学習活動の欄

総合的な探究の時間において行った学習活動を文章で記入する。

総合的な探究の時間については、各学校は、地域や学校の実態、生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を展開するものとする。

イ 評価の欄

各学校が定めた総合的な探究の時間の目標、内容に基づいて各学校が設定した評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などにみられる学習の状況や成果などについて、生徒のよい点、進歩した点、学習に対する意欲や態度、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領に示された総合的な探究の時間の目標などを踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づき定める。

ウ 課題研究による代替

職業教育を主とする学科において、一部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により一部代替」と記入し、総合的な探究の時間で実施した学習活動と評価をそれぞれの欄に記入する。全部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により代替」と記入し、「評価」の欄は斜線を入れること。

(3) 特別活動の記録

特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）における生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する。

ア 事実の記入に当たっては、例えば以下の事項が考えられる。

所属する係名、委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動状況についての事実に関すること。なお、部活動・学校内外のボランティア活動等の諸活動についてはその状況を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。

イ 所見の記入に当たっては、例えば以下の事項が考えられる。

(ア) その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

(イ) 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

(4) 入学時の障害の状態

入学時における障害の種類・程度等を記入するほか、可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及びその措置後の変化等について記入する。

(5) 自立活動の記録

個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ア 指導の目標，指導内容，指導の結果の概要に関すること。
- イ 障害の状態等に変化が見られた場合，その状況に関すること。
- ウ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合，その検査結果に関すること。
- エ 特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第4款第1の2の括弧書きの規定により，自立活動の授業時数を単位数に換算した場合は単位数を括弧内に記入すること。

(6) 総合所見及び指導上参考となる諸事項

「各教科・科目等の学習の記録」「総合的な探究の時間の記録」「特別活動の記録」で記入した以外で指導上参考となる事項を一括して記録する。具体的な記入としては、例えば次のようなものが考えられる。

- ア 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
 - (ア) 学習に対する努力，学習意欲，学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。
 - (イ) 総合的にみて学習等の進歩が著しい状況にある場合，その状況に関すること。
 - (ウ) 学習に影響を及ぼすような生徒の健康の状況に関すること。
- イ 行動に関する所見
- ウ 進路指導に関する事項
- エ 取得資格
- オ 生徒の特徴・特技，部活動，学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
 - (ア) 生徒の特徴・特技等については，生徒の特徴や特技，趣味，読書傾向などのうち，生徒の長所を把握する上で重要なものを記入する。
 - (イ) 学校内外における奉仕活動等及び表彰を受けた行為や活動等については，例えば，家庭や社会における奉仕活動等の善行，学校内外における表彰を受けた行為や活動等課外における活動のうち生徒の長所と判断されるものなどについて記入する。
 - (ウ) 知能・学力等について標準化された検査の結果については，妥当性，信頼性の高いものを正確に実施した場合，検査月日，検査の名称及び検査の結果を記入する。
なお，実施した検査の結果を必ずしもすべて記入する必要はない。
検査の結果については，指数，偏差値又は百分段階点等のほか，その後の指導に生かすことができる内容を具体的に記入する。
- カ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
- キ 交流及び共同学習を実施している生徒について，その相手先の学校名，実施期間，実施した内容や成果等
- ク 他の欄に記入できない事項で，海外から帰国した事実等，指導上特に必要なものについて記入する。

記入に際しては，生徒の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし，生徒の努力を要する点などについても，その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また，各学校の実態に応じて，記入や活用がしやすいように，必要に応じて適宜，本欄に創意工夫を加えることが望ましい。なお，生徒の個性を生かす観点やプライバシー保護の観点から，記録する内容の精選に十分配慮する。

(7) 出欠の記録

ア 授業日数の欄

- (ア) 生徒の属する学科及び学年について，授業を実施した年間の総日数を記入する。この授業日数は，転学や転入学等の生徒を除いて，原則として，同一学年のすべての生

徒は、同日数となる。

- (イ) 教員を派遣して教育を行った生徒については、当該生徒に対して授業を実施した総日数を記入する。
- (ウ) 転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学をした生徒については、転入学又は編入学をした日以後の授業日数を記入する。
- (エ) 授業とは、学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季休業期間中における生徒の出校日等も、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。

ただし、夏季休業期間中であっても、教育委員会の管理規則に従い、所定の手続きを経て教育課程を実施する場合や、学校教育法施行規則第61条の規定により、国民の祝日等に教育課程の一部として学校行事を実施した場合などは、授業日として計算される。

学校教育法施行規則第63条にいう非常変災等による臨時休業及び学校保健安全法第20条にいう学校の全部又は一部学年の全学級の臨時休業の場合は授業日とならない。ただし、同一の学科や学年で、いずれか1学級以上で授業が行われている限り、その日はその学年における授業日となる。なお、具体的には次のように取り扱うこととなる。

- a ある学科や学年で、全学級が同時に同日数の学級閉鎖をした場合は、各学級とも授業日数に含めない。
- b 各学級が同日でないが、共通の重なった学級閉鎖の日がある場合には、共通に重なった日だけを控除して授業日数に含めず、残余の閉鎖日数は、それぞれの学級の授業日数となる。この場合、残余の閉鎖日数は「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上する。
- c いずれの学級も同日数でなく、また、共通に重なった日もない場合は、学年全体としてみれば、いずれかの学級が毎日授業しているので、学年の授業日数から控除する日数はない。したがって、それぞれの閉鎖日数を「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上することとなる。

<学校教育法施行規則>

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 2 日曜日及び土曜日
- 3 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

<特別支援学校の準用規定：学校教育法施行規則第135条>

<鹿児島県立高等学校学則>

第7条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）で学年を2学期とするものにおいては7月21日から8月24日まで）

- (3) 秋季休業日(単位制による課程で学年を2学期とするものに限る。) 9月28日から10月4日まで
 - (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
 - (6) 農繁期その他において校長が必要とする休業日 年間10日以内
- 2 校長は前項第1号から第5号までの休業日は、地方の実情その他の理由により、これを変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期間を具し、教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 第1項第6号に規定する休業日については、校長は、あらかじめ、その理由及び期間を具し、教育委員会に届け出なければならない。

<鹿児島県立特別支援学校学則>

第5条 特別支援学校の学年、学期及び休業日については、鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)の各相当規定の例による。

イ 出席停止・忌引等の日数の欄

- (ア) 生徒が出席停止を命じられたり、忌引等の理由で出席を要しないと認められた日数を記するもので、この日数は欠席日数には含まれない。
この欄に記入される日数は次のような場合が含まれる。
- a 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数及び学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合
 - b 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合
 - c 忌引日数
 - d 非常変災等、生徒若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合
 - e その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。例えば、入学試験、就職試験等に参加する生徒について校長が参加を認めた場合

<学校保健安全法>

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- (イ) 忌引の日数は、生徒の場合、特に一般的な基準があるわけではないが、「学校職員の休暇の取扱いに関する規則」を参考にする。

○ 別表第1(第4条、第5条及び第11条関係)

原 因	承認を与える時間又は期間
(弔祭休暇) 31 (1) 忌引 学校職員の親族(別表第2の親族の欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 (2) 祭日 配偶者、父母、子又は配偶者の父母	親族に応じ別表第2の日数の欄に掲げる日数 年各1日

○ 別表第2（別表第1第31号関係）

親 族		日 数	親 族		日 数
配 偶 者		10日以内	姻 族	父 母	7日以内
血 族	父 母	7日以内		子	1 日
	子	5日以内		祖 父 母	1 日
	祖 父 母	3日以内		兄 弟 姉 妹	1 日
	孫	1 日		伯 叔 父 母	1 日
	兄 弟 姉 妹	3日以内			
	伯 叔 父 母	1 日			

(ウ) (ア)のdの場合は、学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情がある場合の臨時休業があるが、これ以外にも、例えば生徒の家が火災や浸水の被害を受け、登校できる状況にない、あるいは強風のため倒壊したなどの理由により登校不能になるという例もあり、そのような場合は、生徒の保護者の責任に帰することができないと認めて、校長は出席しなくてもよい日数としてここに記入する。

また、感染症が流行した際、病気にかかっておらず、出席停止や学級閉鎖を受けない生徒でも、予防上の見地から保護者が生徒を出席させなかった場合にも、校長が妥当と認めればそれを出席しなくてもよい日とすることができる。

ウ 留学中の授業日数の欄

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

エ 出席しなければならない日数の欄

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」及び「留学中の授業日数」を差し引いた日数を記入する。

オ 欠席日数の欄

「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

カ 出席日数の欄

「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加した場合や、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてICT等を活用した学習活動によることを記入する。

キ 日数の書き方

日数については、該当する日数がない場合には、空白とせず0と記入する。

ク 備考の欄

上記のイからカまでに関して、指導上特記すべき事項などを要約して、次のようなことなどを記入する。

- (ア) 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項
- (イ) 欠席理由の主なもの
- (ウ) 遅刻、早退等の状況

- (エ) 転入学した生徒について、前に在学していた学校における出欠の概要
- (オ) 不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、校長が出席扱いとして認めた場合、出席日数の内数として出席扱いした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名
- (カ) 教員を派遣して教育を行ったこと

ケ 最終学年において留学した生徒の場合

最終学年において留学し、その学年の3月31日を超えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については「出欠の記録」の欄の下に欄を設け、記入する。

なお、「授業日数」の欄には、当該生徒の最終学年の翌学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入する。

【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

(1) 各教科・特別活動・自立活動の記録

この欄には、各教科・特別活動・自立活動について、高等部学習指導要領に示す高等部の各教科等の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点(pp36～40)及びその趣旨を踏まえ具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。その際、以下の点に留意する。

ア 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き全ての生徒に履修させるものとされている。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学習指導要領の各教科等の目標に、内容に照らして、具体的な指導内容を教科別、領域別、あるいは各教科等をあわせて指導する場合も多い。特に、障害を併せ有する生徒の指導に当たっては生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画に基づく指導に努め、当該生徒の指導に関する記録の記入に当たっては、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるように留意する。また、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主とした指導を行う場合もある。これらの場合にあっても、個別の指導計画における各教科等の指導の目標及び指導内容に基づいて記録を記入する。

イ 主として専門学科において開設される家政、農業、工業、流通・サービス又は福祉の各教科については「専門教科」の欄に、外国語、情報を設ける際は、各学科に共通する各教科の後（「家庭」の後）の欄に、学校設定教科を設ける際は、「その他」の欄に記入する。

ウ 特別活動は、係名、役員名の記録のみでなく、特別活動全体にわたって認められる生徒の活動についての特徴を記入する。

エ 自立活動は、個別の指導計画を踏まえ、指導の目標、指導内容、指導の結果、障害の状態等の変化、検査を行った場合の検査結果に関することなどを記入する。

オ 総授業時数については年間の出席総時数を記入する。

(2) 総合的な探究の時間の記録

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等の総授業時数を、各学年で1,050単位時間を標準とし、総合的な探究の時間については、配当学年を定めた上で授業時数を適切に定めるものとしている。また、必要がある場合は、特定の

学期又は期間に行うことも可能とされていることから、実施状況に応じて学期名等を併記するなど記入の仕方を工夫する。

ア 学習活動の欄

総合的な探究の時間において行った学習活動を文章で記入する。

総合的な探究の時間については、各学校は、地域や学校の実態、生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を展開するものとする。

イ 評価の欄

各学校が定めた総合的な探究の時間の目標、内容に基づいて各学校が設定した評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などにみられる学習の状況や成果などについて、生徒のよい点、進歩した点、学習に対する意欲や態度、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領章に示された総合的な探究の時間の目標などを踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づき定める。

(3) 総合所見及び指導上参考となる諸事項

「各教科・特別活動・自立活動の記録」、 「総合的な探究の時間の記録」で記入した以外で指導上参考となる事項を一括して記録する。具体的な記入としては、例えば次のようなものが考えられる。

ア 各教科、特別活動、自立活動、総合的な探究の時間の記録を踏まえ、生徒の成長の状況等に関する総合的所見

- (ア) 学習に対する努力、学習意欲、学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。
- (イ) 総合的にみて学習等の進歩が著しい状況にある場合、その状況に関すること。
- (ウ) 学習に影響を及ぼすような生徒の健康の状況に関すること。

イ 行動に関する所見

ウ 進路指導に関する事項

エ 取得資格

オ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項

- (ア) 生徒の特徴・特技等については、生徒の特徴や特技、趣味、読書傾向などのうち、生徒の長所を把握する上で重要なものを記入する。
- (イ) 学校内外における奉仕活動等及び表彰を受けた行為や活動等については、例えば、家庭や社会における奉仕活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動等課外における活動のうち生徒の長所と判断されるものなどについて記入する。
- (ウ) 知能・学力等について標準化された検査の結果については、妥当性、信頼性の高いものを正確に実施した場合、検査月日、検査の名称及び検査の結果を記入する。

なお、実施した検査の結果を必ずしもすべて記入する必要はない。

検査の結果については、指数、偏差値又は百分段階点等のほか、その後の指導に生かすことができる内容を具体的に記入する。なお、その結果について必要があれば、「各教科・特別活動・自立活動の記録」の欄などに記入してもよい。

カ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

キ 交流及び共同学習を実施している生徒について、その相手先の学校名、実施期間、実施した内容や成果等

ク 他の欄に記入できない事項で、海外から帰国した事実等指導上特に必要なものについて記入する。

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また、各学校の実態に応じて、記入や活用がしやすいように、必要に応じて適宜、本欄に創意工夫を加えることが望ましい。なお、生徒の個性を生かす観点やプライバシー保護の観点から、記録する内容の精選に十分配慮する。

(4) 入学時の障害の状態

入学時における障害の種類及び程度等を記入するほか、可能な限り障害の原因・時期並びに入学前にとられた措置及びその措置後の変化等について記入する。

(5) 出欠の記録

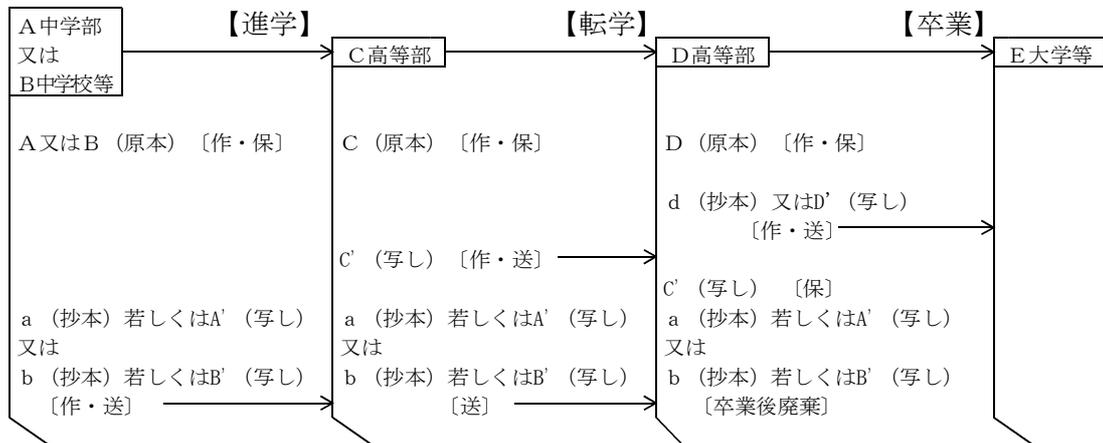
この欄については、3-(7)「出欠の記録」(pp.11~15)を参照して記入する。

III 取扱い上の注意

1 保存・作成・送付等の取扱い

指導要録は、生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の集約を記録し、指導や外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもつ学校における重要な公簿であるので、この保存・作成・送付等については、以下に示すところによって慎重に取り扱うことが必要である。

なお、ここで指導要録の作成・送付の関係を図示すれば以下のとおりで、原本保存主義（原本は生徒の在籍した学校にとどめおいて、その写し又は抄本を、転学又は進学先の学校に送付する。）の方針をとっている。



※ 図中の【作・保・送】は、作成・保存・送付を示す。

(1) 保存期間

ア 学校においては、原本については当該生徒の卒業又は転学した日以降、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以降、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

イ 中学部又は中学校等から送付を受けた抄本又は写しは、生徒が当該学校に在学する期間保存する。

ウ 退学の場合又は生徒の居所が1年以上不明の場合には、当該生徒の原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しない者と認めた日以後、学籍に関する記

録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

〔注〕学校教育法施行規則第28条第2項

前項の表簿(第24条の第2項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

(2) 対外的な証明書等の作成

ア 対外的に証明書を作成する必要がある場合(例:就職等)には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、個人情報保護の観点や教育的な配慮の観点から、申請の趣旨等を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するよう注意しなければならない。

イ 学校と家庭との連絡に用いられている、いわゆる通知表、家庭連絡簿等は、保護者が生徒の学校生活の実情を十分に把握できるようにすることが目的である。そのため、それぞれの学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにすることが必要である。

このような観点から、通知表等の記載内容や方法、様式等について工夫改善することが大切である。つまり、指導要録は、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を通知表等にそのまま転用することは必ずしも適切ではないので注意しなければならない。

(3) 作成の時期

指導要録作成の時期は、その生徒が在学することになった当初から始まるので、入学・編入学等あるいは転入学したときに、様式1(学籍に関する記録)、様式2(指導に関する記録)共に必要な欄に、必要な事項を速やかに記入しなければならない。

(4) 進学の場合

ア 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録(以下「原本」という。)の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付する。

イ アにおいて抄本を作成する場合、その記載事項は、おおむね以下の事項を含むものとする。

(ア) 生徒の氏名、性別、生年月日、保護者氏名及び現住所

(イ) 卒業年月日

(ウ) 学校名、所在地及び学科名

(エ) 校長氏名、第3学年ホームルーム担任者氏名

(オ) 欠席日数・欠席の主な理由

(カ) 入学時の障害の状態

(キ) 各教科・科目等の学習の記録

(ク) 総合的な探究の時間の記録

(ケ) 最終学年の特別活動の記録

(コ) 最終学年の自立活動の記録

(サ) 最終学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項

(シ) その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

※ ただし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の場合は、(キ)については最終学年の各教科の記録

〔注〕学校教育法施行規則第24条第2項

校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

(5) 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付する。転入学してきた生徒が、更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付する。これらの場合、中学部又は中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付する。

したがって、当該学校には、その生徒の在学していた期間中のことについて記録した指導要録のみが残ることになる。

〔注〕学校教育法施行規則第24条第3項

校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

(6) 転入学の場合

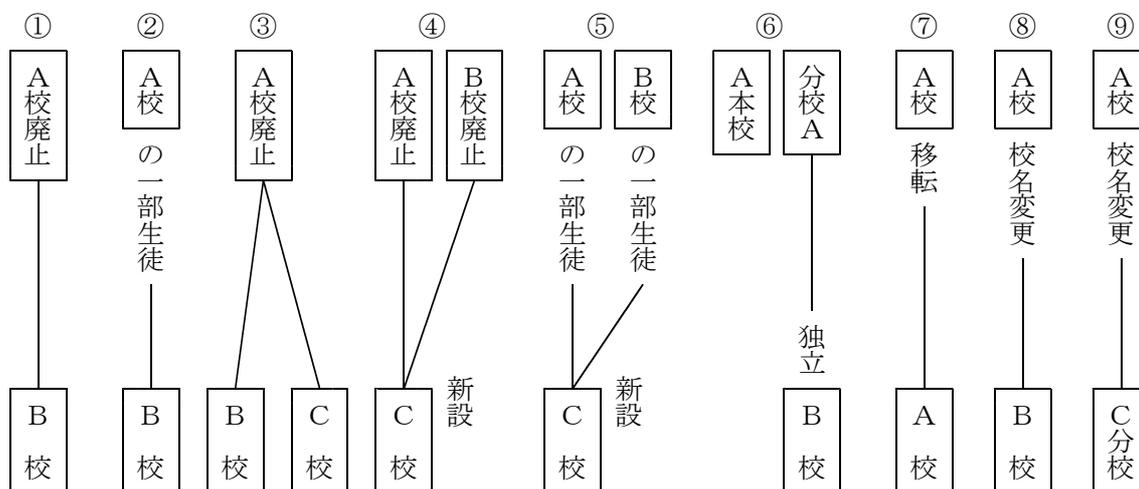
校長は、生徒が転入学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受ける。

転入学の場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成しなければならない。送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

なお、転入学した生徒の指導要録については、その学校で作成した原本を上、送付を受けた写しを下に重ねとじする。

(7) 学校統合、学校新設等の場合

学校統合、学校新設等の場合には以下のような場合が考えられ、記入及び保存の取扱いについては、県教育委員会の指示に従って記入する。



①～⑤までは転学・転入学の取扱い、⑥～⑨までは校名又は所在地変更の取扱い。

(8) 退学の場合

校長は、生徒が外国にある学校などに入るため退学した場合においては、当該学校が文部科学大臣認定の在外教育施設であるときにあっては、「(4) 進学の場合」及び「(5) 転学の場合」に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校にあっては、求めに応じて適切に対応する。

(9) 編入学の場合

校長は、生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後

の指導要録を作成する。その際、可能であれば、外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受ける。

(10) 原級留置の場合

原級留置となった生徒の指導要録には、当該の同じ学年についての記録が行われることになる。この場合は、原級留置としたとき以後の指導要録を新たに作成し、その前の指導要録には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に原級留置の旨、その年月日、学年及びその事由を記入し、新たに作成した指導要録と重ねとじする。

新たに作成する指導要録の「学籍の記録」の欄に、氏名その他必要事項を最小限記入し「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、原級留置の学年・年月日等を記入し、以後の学年に関する事項を記録する。

2 その他

配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒については、転学した生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。このような特別の事情のある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒の転学先や居住地等の情報については、鹿児島県個人情報保護条例等にとり配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、慎重に管理すること。

[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う鹿児島県立特別支援学校]

高等部生徒指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分\学年	1	2	3
ホームルーム	○		
整理番号	○		

学籍の記録							
生徒	ふりがな	かごしま はなこ		性別	女	入学・編入学等	令和○年4月1日第1学年入学 (年月日第 学年編入学)
	氏名	鹿児島 花子					
	生年月日	平成○年○月○日			転入学	年 月 日	
	現住所	鹿児島県○○市○○町1-1-1					
保護者	ふりがな	かごしま いちろう		留 学 等	年 月 日 ~ 年 月 日		
	氏名	鹿児島 一郎					
	現住所	鹿児島県○○市○○町1-1-1			卒 業	年 月 日	
	入学前の経歴	令和○年 ○○特別支援学校 中学部卒業					
学校名及び所在地 (分校名・所在地等) 学科名	鹿児島県立○○特別支援学校 鹿児島県○○市○○町2-2-2 高等部 ○○学科						
年度	令和○年度		令和○年度		令和○年度		
区分 \ 学年	1		2		3		
校長氏名	○○ ○○						
ホームルーム 担任者氏名	○○ ○○ ○○ ○○						

令和○年○月○日付 家庭の事情により姓が変更 (旧姓) 熊本
令和○年○月○日付 引っ越しにより住所変更 (旧住所) 鹿児島県始良町○○番地

※ 姓の変更や住所の変更があった場合、統合型校務支援システムの備考欄に入力したものがここに表記される。

(様式1裏面)

各教科・科目等の修得単位数の記録

分類	教科	科目	修得単位数の計
共通	国語	国語総合	5
		現代文A	2

分類	教科	科目	修得単位数の計

分類	教科	科目	修得単位数の計

自立活動

留学

分類欄の「共通」は、「各学科に共通する各教科・科目」を表す。
分類欄の「専門」は、「主として専門学科において開設される各教科・科目」を表す。

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分 \ 学年	1	2	3
鹿兒島 花子	鹿兒島県立〇〇特別支援学校	ホームルーム	○		
		整理番号	○		

各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			備考
		学習状況	観点別 評定	修得単位数	学習状況	観点別 評定	修得単位数	学習状況	観点別 評定	修得単位数	
教科等	科目等										
国語	国語総合	AAA	5	3	AAA	5	2			5	
	現代文A							ABA	5	2	2
	自立活動										
	小計										
	留学										
	合計										

※ 「観点学習状況」欄には、左から「知能・技能」(職業に関する各教科については「知識・技術」)、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

「共通」は、「各学科に共通する各教科・科目」を表す。

「専門」は、「主として専門学科において開設される各教科・科目」を表す。

生徒氏名
鹿兒島 花子

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観点	評価
1 (例) ボランティア活動で、お年寄りに対する配慮の仕方について考える。	【知識・技能】 (例) 自らの設定した分野に関する知識・技能を身につけている。 【思考・判断・表現】 (例) 総合的・発展的に思考・判断し、表現できる。	(例) 場面に応じた敬語の使い方を知り、目を合わせて話をしたり、声を掛けてから介助をしたりすることができた。
2	【主体的に学習に取り組む態度】 (例) 自ら設定した分野における内容を積極的に学ぼうとしている。	
3		

特別活動の記録					
内容	観点	学年	1	2	3
ホームルーム活動	(例) ・これまでの活動内容等の知識を習得する。 ・活動に工夫を重ねる。 ・より積極的に取り組む。		○		
生徒会活動					
学校行事			○		

自立活動の記録		入学時の障害の状態
第1学年	小集団できまりやルールを守り、友達の意見を聞きながら、課題場面で取るべき行為を自ら考えることができた。	肢体不自由一号(身体障害者手帳1種1級) 脳性まひ(平成〇年〇月 〇〇病院)
第2学年		
第3学年		

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	興味があるパソコンのタイピングなどは、設定した目標を達成させるために努力を重ねることができた。
	人前に出ることが苦手だったが、集団の中で自分の考えを伝えたり、学習の成果を発表したりする経験を重ねることで、堂々と振る舞うことができた。
	産業現場等における実習：〇〇〇〇(前期)、〇〇〇〇(後期)
	日本漢字能力検定〇級
第2学年	産業現場等における実習に向けた企業等の面接会に自ら志願して練習を積むことができた。
第3学年	

出欠の記録							備考
学年\区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	
1	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇〇〇	病休3(体調不良2, 発熱1), 出席停止(インフルエンザ4), 忌引き(祖父死去1)
2							
3							

[知的障害者である生徒に対する教育を行う鹿児島県立特別支援学校]

高等部生徒指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分\学年	1	2	3
ホームルーム	○		
整理番号	○		

学籍の記録							
生徒	ふりがな	かごしま たろう		性別	男	入学・編入学等	令和○年4月1日第1学年入学 (年月日第 学年編入学)
	氏名	鹿児島 太郎					転入学
	生年月日	平成○年○月○日		転学・退学	年 月 日		
	現住所	鹿児島県○○市○○町1-1-1					
保護者	ふりがな	かごしま いちろう		留學等	年 月 日 ~ 年 月 日		
	氏名	鹿児島 一郎			卒業	年 月 日	
	現住所	鹿児島県○○市○○町1-1-1					
入学前の経歴	令和○年 ○○特別支援学校 中学部卒業				進学先 就職先等		
学校名 及び 所在地 (分校名・所在地等) 学科名	鹿児島県立○○特別支援学校 鹿児島県○○市○○町2-2-2 高等部 ○○学科						
年度	令和○年度		令和○年度		令和○年度		
区分 \ 学年	1		2		3		
校長氏名	○○ ○○		○○ ○○		○○ ○○		
ホームルーム 担任者氏名	○○ ○○		○○ ○○		○○ ○○		

令和○年○月○日付 家庭の事情により姓が変更 (旧姓) 熊本
令和○年○月○日付 引っ越しにより住所変更 (旧住所) 鹿児島県姶良町○○番地

※ 姓の変更や住所の変更があった場合、統合型校務支援システムの備考欄に入力したものがここに表記される。

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分 \ 学年	1	2	3
鹿児島 太郎	鹿児島県立〇〇特別支援学校	ホームルーム	○		
		整理番号	○		

各教科・特別活動・自立活動の記録					
教科等 \ 学年	1	2	3	4	5
国語					
社会					
数学					
理科					
音楽					
美術					
保健体育					
職業					
家庭					
その他					
特別活動					
自立活動					
総授業 時数					

生徒氏名
鹿児島 太郎

特別の教科 道徳									
学習状況及び道徳性に係る成長の様子									
第1学年	「相談できる人間関係（上手な聴き方や温かい言葉掛けができる人になろう）」の学習では、友達意見を熱心に聞いており、自分と異なる立場や感じ方、考え方を理解しようとしていた。また、授業で学んだ道徳的価値を、今後の生活にどのように生かしていくかを具体的に記述することもできた。								
第2学年									
第3学年									
総合的な探究の時間の記録						入学時の障害の状態			
学習活動		観点		評価		知的障害一号（療育手帳B2）			
1	(例) ボランティア活動で、お年寄りに対する配慮の仕方について考える。	【知識・技能】 (例) 自らの設定した分野に関する知識・技能を身につけている。 【思考・判断・表現】 (例) 総合的・発展的に思考・判断し、表現できる。		(例) 場面に応じた敬語の使い方を知り、目を合わせて話をしたり、声を掛けてから介助をしたりすることができた。					
2		【主体的に学習に取り組む態度】 (例) 自ら設定した分野における内容を積極的に学ぼうとしている。							
3									
総合所見及び指導上参考となる諸事項									
第1学年	興味があるパソコンのタイピングなどは、設定した目標を達成できるように努力を重ねることができた。また、産業現場等における実習に向けた企業等の面接会に自ら志願して練習を積むことができた。人前に出ることが苦手だったが、集団の中で自分の考えを伝えたり、学習の成果を発表したりする経験を積み重ねることで、堂々と振る舞うことができるようになった。 日本漢字能力検定○級 令和○年度鹿児島県特別支援学校技能検定（清掃部門） 産業現場等における実習：○○○○（前期），○○○○（後期）								
第2学年									
第3学年									
出欠の記録									
学年 \ 区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考		
1	○○○	○	○	○○○	○	○○○	(例) 病休4（体調不良2，発熱2），出席停止（インフルエンザ4），忌引き（祖父死去1）		
2									
3									

各教科の評価の観点及びその趣旨

1 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えを広げたり，深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり，思いや考えを深めたりしながら，言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに，言語感覚を磨き，言葉を効果的に使おうとしている。
地 理 歴 史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに，調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義，特色や相互の関連を，概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，社会に見られる課題の解決に向けて構想したり，考察，構想したことを効果的に説明したり，それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について，国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公 民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論，及び倫理，政治，経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに，諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について，事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，解決に向けて公正に判断したり，合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に，現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。
数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。 ・ 事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力，事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。

数 学	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。 ・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善しようとしたりしている。 	
	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。	
	思考・判断・表現	自然の事象・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	
理 科	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。	
	知識・技能	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに、目的に応じた技能を身に付けている。また、個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに、技能を身に付けている。	
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	
保 健 体 育	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切に、自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。	
	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。 	
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	
芸 術	音 楽	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり、主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

芸術	美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり、主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工芸	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり、主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書道	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。 ・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。
		思考・判断・表現	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり、主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。
外国語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。 	
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。	

	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
家庭	知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。
情報	知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。
理数	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。 ・ 探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

2 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商 業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水 産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
家 庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
看 護	知識・技術	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

教科	観 点	趣 旨
情報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
数学	知識・技能	数学及び理解における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し、表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。
体育	知識・技能	運動の主体的、合理的、計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに、生涯を通じたスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう、運動の主体的、合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。
音楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。

美術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的に思考、判断し、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
英語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 英語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどについて理解を深めている。 英語についての音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて，目的や場面，状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，英語で情報や考えなどの概要や要点，詳細，話し手や書き手の意図などを的確に理解したり，これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的，自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

3 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
保健 理 療	知識・技術	あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を身に付けている。

4 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
印 刷	知識・技術	印刷の各工程について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理 容 ・ 美 容	知識・技術	理容・美容について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
ク リ ー ニ ン グ	知識・技術	クリーニングについて体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

5 特別支援学校（知的障害）高等部における各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
社 会	知識・技能	地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して理解しているとともに、情報を適切に調べまとめている。
	思考・判断・表現	社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、自分の生活と結び付けて考えたり、社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。
数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解している。 ・日常の事象を数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考えたり、数学を生活や学習に活用しようとしていたりしている。

理科	知識・技能	自然の事物・現象についての基本的な性質・規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて扱いながら観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を記録している。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象について観察、実験などを行い、解決の方法を考えるとともに、より妥当な考えをつくりだし、それらを表現するなどして問題解決している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に進んで関わり、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。
音楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造などとの関わりや音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作、身体表現で表している。
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・造形的な視点について理解している。 ・表現方法を創意工夫し、創造的に表している。
	思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の幅広い学習活動に取り組もうとしている。
保健体育	知識・技能	各種の運動の特性に応じた技能等について理解を深めているとともに、目的に応じた技能を身に付けている。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について理解を深めているとともに、基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	各種の運動についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断しているとともに、それらを目的や状況に応じて他者に伝えている。また、健康・安全についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断しているとともに、それらを目的や状況に応じて他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、仲間と協力したり、安全を確保したりして運動に自主的に取り組もうとしている。また、仲間と協力したり、健康・安全に留意したりし、健康の保持増進と回復に自主的に取り組もうとしている。

職 業	知識・技能	職業に関する事柄について理解を深め、将来の職業生活に係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、表現する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて、生活を改善し、実践しようとしている。
家 庭	知識・技能	家族・家庭の基礎的な機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等について理解するとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなどして、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したり、生活を工夫し考えようとしたりして、実践しようとしている。
外 国 語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の音声や文字、語彙、表現、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付いている。 ・読むこと、書くことに慣れ親しんでいる。 ・外国語の音声や文字、語彙、表現、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。 ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして、自分の気持ちなどを伝え合っている。
	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
情 報	知識・技能	問題を知り、問題を解決することに活用するための身近にある情報と情報技術の知識について理解し、基礎的な技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	身近な事象を情報とその結ぶ付きの視点から捉え、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題を知り、問題の解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。

6 特別支援学校（知的障害）高等部における主として専門学科において開設される各教科の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
家 政	知識・技術	生活産業に関することについて理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
農 業	知識・技術	農業に関することについて理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業に関することについて理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
流 通 ・ サ ー ビ ス	知識・技術	流通やサービスに関することについて理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	流通業やサービス業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福 祉	知識・技術	福祉に関することについて理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

7 総合的な探究の時間の記録

教科	観 点	趣 旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

8 特別活動の記録

教科	観 点	趣 旨
特別活動	知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
	主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

参 考 資 料

1 指導要録に関する法令

学校教育法施行令

(学校廃止後の書類の保存)

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

学校教育法施行規則

[指導要録の作成]

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

[表簿]

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

※ 1, 2, 3, 5, 6, 7は省略

- ② 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- ③ 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

4 指導要録関係通知及び通達

学習評価及び指導要録の改善（平成30年通知）

30文科初第1845号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学校長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
永山賀久

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

については、書きに示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれ

ては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導要領及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

指導要録記入の手引き

令和3年度改訂

特別支援学校（高等部）編

令和4年3月発行

編 集 鹿児島県教育庁義務教育課

発 行 特 別 支 援 教 育 室